

TOPICS 01

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険・介護保険
どちらも利用している方へ

■高額医療・高額介護合算療養費制度とは

「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に支払った、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた限度額を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

制度のポイント

- 1 医療保険、介護保険のどちらか一方の負担のみの世帯は対象になりません。ただし、高額療養費、高額介護（介護予防）サービス費の対象となる場合があります。
- 2 70歳未満の方は1か月の医療費が2万1千円を超えた分、70歳以上の方はすべての自己負担額が合算対象になります。
- 3 自己負担額は、高額療養費や高額介護（介護予防）サービス費で支給される金額を除いて計算します。

<算定基準額／令和元年8月～令和2年7月診療分>

国民健康保険 70歳未満の方

所得区分		限度額
上位所得者	所得 901万円超	212万円
	所得 600万円超～901万円以下	141万円
一般所得者	所得 210万円超～600万円以下	67万円
	所得 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

国民健康保険 70歳以上の方 / 後期高齢者医療制度加入者

所得区分		限度額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般	課税所得 145万円未満など	56万円
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方	31万円
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税の方のうち、世帯全員の各所得金額が0円の方	19万円

■支給申請について

▶平川市国民健康保険 / 後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、国保年金課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係へ申請してください。

▶その他の医療保険に加入している方

高齢介護課介護保険係または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係にて「自己負担額証明書」の交付を受けた後、加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

※支給額については、医療保険者・介護保険者それぞれより支給されます。

【申請に必要なもの】

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ（2月下旬発送予定）
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・印鑑
- ・通帳（国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳）



[問合せ] 国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1252）、高齢介護課 介護保険係（内線1155）

\市公式 SNS はもうご覧になっていますか？/

市では、市の知名度向上・魅力発信の為、日々プロモーション活動を行っています。SNSでは、より旬な情報や楽しい話題を随時発信していますので、SNSをご利用の方は、ぜひご覧ください。

担当の励みにもなりますので、フォロー、いいね！、シェアをよろしくお願いいたします。

[問合せ] 総務課 広報広聴係 ☎44-1111（内線1353）



Twitter ツイッター

アカウント名 @promo_Hirakawa



Instagram インスタグラム

アカウント名 @nostalgic.city.hirakawa



Facebook フェイスブック

アカウント名 @nostalgic.city.hirakawa

TOPICS 02

高額療養費外来年間合算制度

年間を通して外来で
長期療養を受けている方へ

■高額療養費外来年間合算制度とは

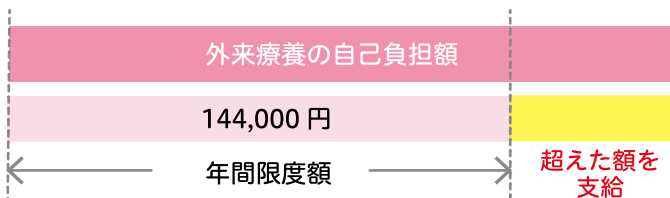
70歳以上で所得区分が一般（住民税課税世帯で課税所得145万円未満など）の方、住民税非課税世帯の方が、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に支払った、外来療養分の自己負担額の合計が、年間で144,000円を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。

70歳以上の方

- ・所得区分が一般
（住民税課税世帯で課税所得145万円未満など）
- ・住民税非課税世帯

☆制度のポイント…月間の高額療養費が支給されている場合には、自己負担額から差し引いて計算します。

■算定対象期間＜令和元年8月～令和2年7月＞



■支給申請について

▶平川市国民健康保険 / 後期高齢者医療制度に加入している方

支給の要件に該当すると思われる世帯には、支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は、国保年金課国保係または尾上・碓ヶ関総合支所民生生活課市民係へ申請してください。

▶その他の医療保険に加入している方

加入している医療保険担当窓口にて手続きしてください。

【申請に必要なもの】

- ・支給申請書
- ・お手元に届いた支給申請のお知らせ（2月下旬発送予定）
- ・申請者と該当者のマイナンバーがわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・印鑑
- ・通帳（国民健康保険に加入している方は世帯主の通帳）

【問合せ】 国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1252）

TOPICS 03

令和3年度奨学金のご案内

●資格

次の①から③までの要件を満たす方が対象となります。

- ①市内に1年以上住所を有している家庭の学生で、高等学校、短期大学（学校教育法に規定する専修学校を含む）、高等専門学校、大学・大学院に入学する方または在学している方
- ②生計を共にする方の事情により、奨学金の借入れがなければ入学や在学が困難な方
- ③次の制度を利用しない方
 - ▶日本学生支援機構管轄の奨学金制度全般
 - ▶社会福祉協議会の教育支援資金制度
 - ▶母子・寡婦福祉資金の修学資金制度または就学支度資金制度

※奨学金借入れには審査や所得制限があります。審査の結果、借入れができない場合もありますので、ご了承ください。連帯保証人や所得制限など、詳しくはお問い合わせください。

●借入れができる額

	修学資金(月額)	入学支度金
公立高等学校	10,000円以内	100,000円以内
私立高等学校	15,000円以内	150,000円以内
短期大学・専修学校・高等専門学校	20,000円以内	200,000円以内
大学・大学院	30,000円以内	200,000円以内

※葛川支所の所管区域に住住所を有する方の高校修学資金は、公立私立を問わず15,000円以内（月額）です。

【受付期限】 3月31日(水)

【申請書類配布場所】 尾上総合支所 2階 学校教育課教育振興係

【初回貸付時期】 5月下旬予定

※初回の貸付には入学支度金を含みます。

●利子・返済方法

奨学金の借入れは無利子で、学校を卒業した年の翌年から10年間で限度として返済していただきます。



【申込み・問合せ】 学校教育課 教育振興係 ☎44-1111（内線2262）

TOPICS 04

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者の安心で豊かな老後のためにつくられた、少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）の公的年金制度です。自ら積み立てた保険料とその運用益で将来受け取る年金額が決まります。

特徴

✓ 次の要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

要件

- ・国民年金第1号被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除きます。
- ・年間60日間以上農業に従事
- ・60歳未満

✓ 終身年金で、80歳までは死亡一時金があります。

✓ 支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。

✓ 保険料の額は月2万円～6万7,000円の範囲で自由に決めことができ、自由に加入・脱退することができます。

老後の備えに！



◎一定の要件を満たした方は、保険料の国庫補助を受けることができます。保険料は月2万円に固定され、自己負担は補助額を差し引いた金額となります。

基本条件

- ・39歳以下
- ・農業所得900万円以下
- ・認定農業者で青色申告者またはそれらの方と家族経営協定を締結している方

区分	個別条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の方と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した方	6,000円	4,000円
5	35歳まで(25歳の場合は10年以内)に区分1となることを約束した方	6,000円	—

購読してみませんか？

全国農業新聞

経営と暮らしを応援！
日本の農と食を伝えます。

- 毎週金曜日発行（週刊）
- 年間/8,400円
月/700円

地域の元気で明るい話題や健康に役立つ情報も！



全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。先進的な農業者の取り組みや各地域の産地情報、新しい農業政策の動きなど「くらしと経営」に役立つ情報が満載です。申し込みは随時受け付けています。

[問合せ] 農業委員会 農地係 ☎44-1111 (内線 2153)

有料広告

内科・消化器内科

花田医院

平川市尾上栄松286 TEL:0172-57-3528

日本内科学会 総合内科専門医
日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医 院長 花田 直之

当院では、日本人に多い胃腸のがんの早期発見のため、胃・大腸内視鏡検査を行っております。

地球にやさしい 情報化社会 をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

有料広告